

岡山労働局発表
令和6年12月10日

岡山労働局労働基準部賃金室
賃金室長 三村典代
賃金指導官 中本弘一
電話(086)225-2014(直通)

～岡山県内の特定最低賃金(6業種)改定～ 改定される6業種全て1,000円以上に！

岡山労働局長(森實 久美子)は、岡山県内の特定の産業に従事する労働者に適用される特定最低賃金(各種商品小売業を除く6業種)について、岡山地方最低賃金審議会の答申どおり、業種ごとに時間額46円から53円を引き上げる改定を行いました。

この度の引上げ額及び引上げ率は、特定最低賃金額を時間額で示す方式となった平成15年以降、過去最大となっています。

特定最低賃金(略称を使用)	時間額	発効日
耐火物製造業	1,026円(+46円)	令和6年12月28日
鉄鋼業	1,102円(+52円)	令和6年12月8日
一般機械器具製造業	1,054円(+49円)	令和7年1月9日
電気機械器具製造業	1,025円(+51円)	令和6年12月25日
自動車・同附属品製造業	1,039円(+48円)	令和6年12月29日
船舶製造・修理業、船用機関製造業	1,094円(+53円)	令和6年12月28日

岡山労働局では引き続き、最低賃金の周知等を行うとともに、中小・小規模事業者の生産性向上等を支援する業務改善助成金、キャリアアップ助成金等の利用勧奨、下請取引の適正化など、賃金を引き上げやすい環境の整備に一層取り組みます。